

学校の働き方改革プラン

令和6（2024）年3月改定

狛江市教育委員会

目 次

■はじめに.....	1
■学校の働き方改革プランとは.....	2
改定の経緯及び考え方.....	2
改定後プランの目的、目標及び取組の方向性.....	2
改定後プランの計画期間.....	2
■令和6年3月までの取組状況及び文部科学省・東京都教育委員会の動向.....	3
取組状況.....	3
文部科学省・東京都教育委員会の動向.....	5
■改定後プランの具体的な取組.....	6
取組内容一覧.....	6
改定後プランにおいて重点的に推進する取組.....	7

■はじめに

学校現場では、いじめ・不登校等の指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応など、複雑化・多様化する課題への対応に加え、子どもたちの学習を支えるため、GIGA スクール構想の実装や対話的深い学び、個別最適な学習の推進といった新しい学びの取組などが求められています。

こうした課題へ向き合うために、教員としての専門性や資質・能力を向上させるとともに、学校や地域の一員として、協働や連携を図ることが必要不可欠であり、それを支える仕組みづくりも重要な課題となっています。

社会の期待や要求に応えつつ、日々の授業の準備を始め、保護者対応や事務分担など教員の仕事は多岐にわたり、その負担感の解消や長時間労働の改善、ストレスなどの健康面への配慮など、教育委員会として、教員の働き方の実態を把握・分析した上で、教員が誇りややりがいをもち、その専門性を発揮できる職場環境を整えていく責務があることは言うまでもありません。

令和5年6月に閣議決定された「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針 2023）」では、令和6年度から3年間を集中改革期間とし、小学校高学年の教科担任制の強化、教員業務支援員の全小中学校への配置拡大などが盛り込まれ、中央教育審議会の特別部会においても緊急提言がまとめられ、同年8月に文部科学大臣に提出されました。中央教育審議会特別部会では、教員を取り巻く環境は国の未来を左右しかねない状況にあるとし、3つの分類に基づいて業務の見直しの徹底を図るとして、部活動の指導や登下校の見守りなどを教員以外へ分担を進めることなど具体的施策を挙げています。東京都教育委員会においても、令和6年3月に「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を発出し、外部人材の配置拡大や部活動改革の推進など分担・役割の見直しや、DXの推進による負担軽減や業務の効率化など具体的取組を示しています。

これらの学校に求められることの変化や文部科学省・東京都教育委員会の動向、さらには、これまでの取組状況を踏まえ、平成30年2月に策定した学校の働き方改革プランを改定します。

学校の働き方改革を進めるためには、保護者や地域社会にも理解していただく必要があります。本プランの意義や取組について、保護者の理解を図るため、十分な説明をするとともに、併せて地域社会の理解を促すための啓発活動に努めます。

■学校の働き方改革プランとは

狛江市教育委員会学校の働き方改革プランは、文部科学省の「学校における働き方改革に係る緊急提言」（平成29年8月）及び東京都教育委員会の「学校における働き方改革推進プラン（仮称）中間まとめ」（平成29年11月）を受け、狛江市教育委員会として、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために平成30年2月7日に策定されたものです。令和3年3月に計画期間を3年延長し、計画期間の終期が令和6年3月となっています。

改定の経緯及び考え方

プランの計画期間の終期を迎えるにあたり、目標の達成状況、取組状況について確認し、取組をさらに推進する必要があることが明らかになりました。また、文部科学省の「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月）及び東京都教育委員会の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和6年3月）にて、文部科学省、東京都教育委員会、区市町村教育委員会がそれぞれの立場で更なる取組を行う必要があることが示されました。これらを受け、狛江市教育委員会では、プランを改定し、今後重点的に推進する取組を整理するとともに、計画的に取組を実行することとします。なお、プランの改定にあたって、プランの目的、目標及び取組の方向性は、教職員の任命権者である東京都教育委員会の目的、目標及び取組の方向性と合わせることにします。

改定後プランの目的、目標及び取組の方向性

目的

次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。

目標

1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにする。

取組の 方向性

- (1) 学校・教員が担うべき業務の精査
- (2) 役割分担の見直しと外部人材の活用
- (3) 負担軽減・業務の効率化
- (4) 働く環境の改善
- (5) 意識改革・風土改革

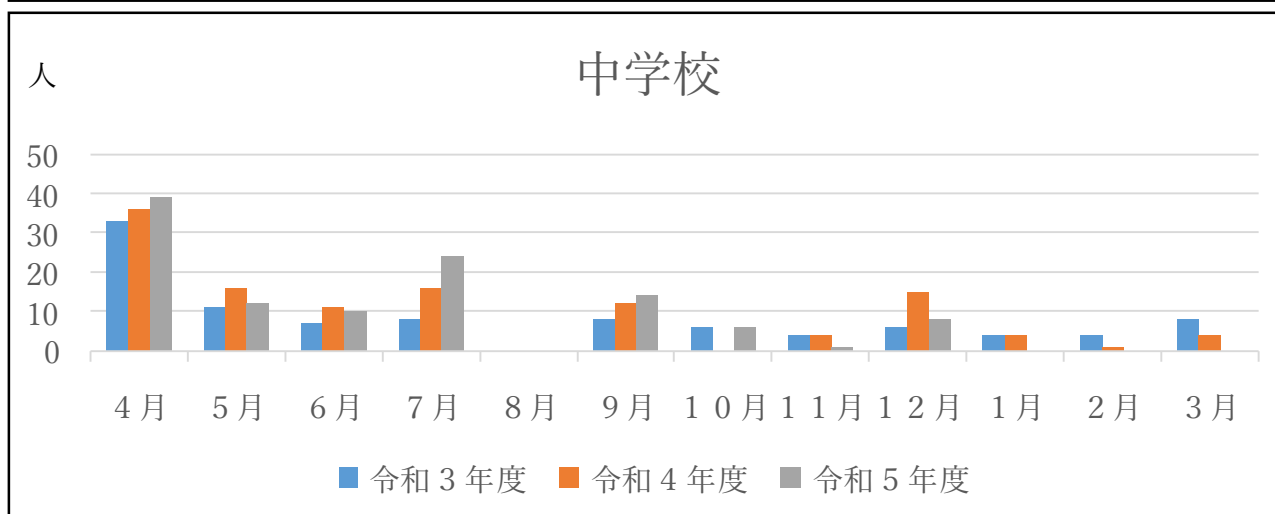
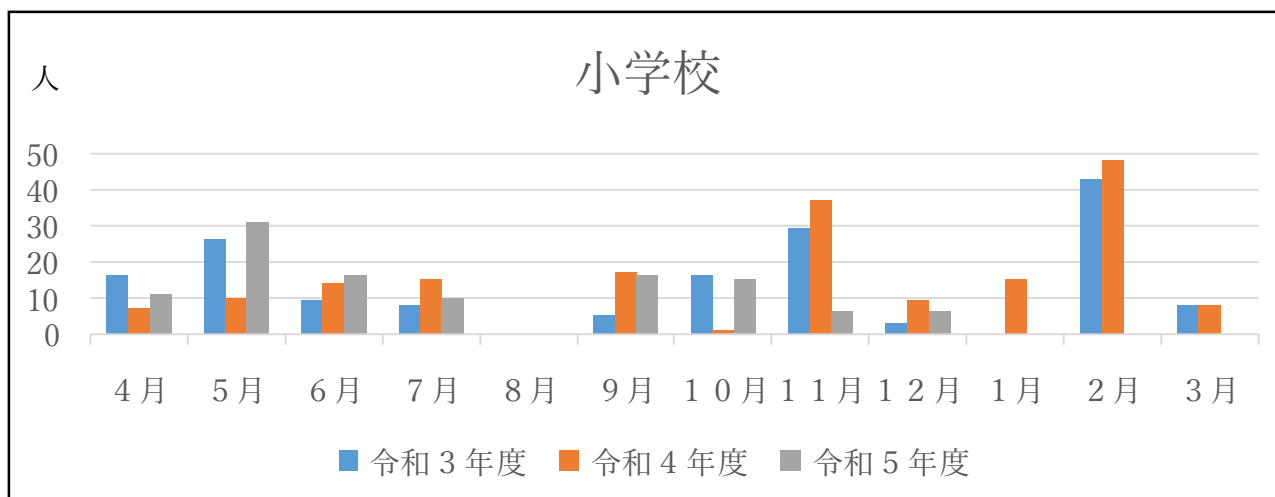
改定後プランの計画期間

東京都教育委員会の実行プログラムと連動して取組を推進することを踏まえ、プランの計画期間を令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

取組状況

数値目標に対する現状

改定前プランにおいて、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることを目標としていました。本数値目標に対する令和5年12月までの実績は以下のグラフのとおりです。



各月第3週目における週当たりの在校時間が60時間を超える教員の人数をグラフ化したものです。運動会の実施等で週6日勤務日があることにより人数が増えているところが一部（小学校10、11月）ありますが、各校種とも、8月を除き、毎月一定数の教員が週当たり在校時間60時間超となっています。また、中学校の4月の週当たり在校時間60時間超の人数は、毎年度35人程度おり、特に多くなっています。

取組状況及び評価

取組の方向性	具体的取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価	今後の方向性	所管	
(1)在校時間の適切な把握と意識改革の推進	① 教育委員会における勤務実態の把握	・出勤勤管理システムによる勤務実態の把握 ・管理職による勤務実態把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	・出勤勤管理システムによる勤務実態の把握 ・管理職による勤務実態把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	・出勤勤管理システムによる勤務実態の把握 ・管理職による勤務実態把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	A(十分進んだ)	・令和3年度より出勤勤管理システムを年度を通して本務導入し、教育委員会、各学校で教員の勤務実態、時間外勤務時間等を客観的に把握できる環境が整った。	継続	(指導室)
	② 学校閉庁日の設定と休職取得の促進	・学校閉庁日の設定(8/10~8/13:4日間) ※前後の土日合わせて9日間連続の学校閉庁	・学校閉庁日の設定(8/8~8/12:5日間) ※前後の土日合わせて9日間連続の学校閉庁	・学校閉庁日の設定(8/7~8/11:5日間) ※前後の土日合わせて9日間連続の学校閉庁	B(一定程度進んだ)	・学校閉庁日の設定を行い、休職を取引しやすい環境を整えた。保護者へも周知し、定着させてきている。	継続	(学校教育課) (指導室)
	③ 勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話等の整備	・音声応対装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声応対) ・音声応対装置稼働時間帯緊急応対用携帯電話設置	・音声応対装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声応対) ・音声応対装置稼働時間帯緊急応対用携帯電話設置	・音声応対装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声応対) ・音声応対装置稼働時間帯緊急応対用携帯電話設置	B(一定程度進んだ)	・音声応対装置を設置し、放課後における電話の間合わせに対応する負担の軽減を図った。 ・緊急応対用携帯電話を設置し、音声応対装置稼働時間における緊急対応についても対応できている。	継続	(学校教育課)
	④ 教育委員会が主催する会議・研修の見直し	・初任者宿泊研修から初任者夏季集中研修への変更 ・かけはしプロジェクト委員会と、情報教育推進協議会及び外国語教育推進協議会の融合(本年度まで) ・集合型及びオンライン型のハイブリット型研修の推進	・かけはしプロジェクト委員会と、情報教育推進協議会及び外国語教育推進協議会の融合(本年度まで) ・集合型及びオンライン型のハイブリット型研修の推進	・SC連絡会等回数削減 ・集合型及びオンライン型のハイブリット型研修の推進	B(一定程度進んだ)	・コロナ禍を経て集合型及びオンライン型のハイブリット研修が一定程度推進されたが、規制緩和に伴い、研修等の効率を考慮し集合型に戻る傾向にある。 ・連絡会、研修会の削減については令和2年度以前に概ね実行していたため、この3年間は小規模の変更で留まった。	継続	(指導室)
	⑤ 教員のタイムマネジメント力の向上	・校長の長時間勤務者に対する面談の実施	・校長の長時間勤務者に対する面談の実施	・校長の長時間勤務者に対する面談の実施	B(一定程度進んだ)	・出勤勤管理システムの導入により、長時間勤務者の抽出が容易になり、校長との面談の際の活用が進んだ。 ・一方で、長時間勤務者に対する産業医面談の実施等、教職員の労働安全衛生確保に係る体制の構築が課題である。	継続	(指導室)
(2)教員業務の見直しと業務改善の推進	① 学校徴収金会計業務の適正化	完了						(学校教育課)
	② 校務支援システムの活用促進			・統合型校務支援システム操作研修の実施(中学校)	B(一定程度進んだ)	・統合型校務支援システム提供事業者による操作研修を行うことにより、システム活用に係る負担が軽減された。	継続	(指導室)
	③ 総合教材ポータルサイト活用促進		・学習ポータルへの導入		B(一定程度進んだ)	・タブレット活用における学習ポータルを基とした効果的・効率的な授業実践事例の収集・発信等によりタブレット活用に係る負担がさらに軽減されるものと考えられる。	継続	(指導室)
	④ 各校における会議の効率化の推進	・ネットワークでつながったPC又はクラウドサービスを活用した会議のペーパレス化		・教員用タブレットの全教員数配備(小学校)	B(一定程度進んだ)	・各学校においてペーパレス会議の推進を図った。 ・中学校においても教員用タブレットを全教員数配備する必要がある。	継続	(指導室)
	⑤ 教育委員会から学校への調査依頼の見直し	・東京都や国等からの調査依頼に対し、極力事務局で回答する形式への見直し・実施(継続)	・東京都や国等からの調査依頼に対し、極力事務局で回答する形式への見直し・実施(継続)	・東京都や国等からの調査依頼に対し、極力事務局で回答する形式への見直し・実施(継続)	B(一定程度進んだ)	・教育委員会が実施する調査依頼を精査するとともに、東京都や国等からの学校に対する調査については、学校へ回答依頼をする形式ではなく、事務局で回答するように見直しを図り、それを実施している。今後も継続して取組を進める必要がある。	継続	(学校教育課)
		・グループウェア掲示板の活用 ・共有フォルダでの調査依頼・回答の推進	・グループウェア掲示板の活用 ・共有フォルダでの調査依頼・回答の推進	・グループウェア掲示板の活用 ・共有フォルダでの調査依頼・回答の推進	B(一定程度進んだ)	・グループウェア等の活用により、各種通知の教員への周知等に係る負担軽減につながった。	継続	(指導室)
	⑥ 教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫	・学校交換便等を利用したチラシ等の配布依頼の精選	・学校交換便等を利用したチラシ等の配布依頼の精選(継続)	・学校交換便等を利用したチラシ等の配布依頼の精選(継続)	B(一定程度進んだ)	・学校での負担軽減を図るため、学校交換便等を通じたチラシ等の配布依頼を精選し、依頼件数の削減を図った。また、市の部局にアンケートの回答をタブレットで行うことを提案し、アンケートの回収による負担の軽減に寄与した。	継続	(学校教育課)
		・教育委員会事務局が間に入り、通知の必要性、通知方法等についてアドバイスを行った。	・教育委員会事務局が間に入り、通知の必要性、通知方法等についてアドバイスを行った。	・教育委員会事務局が間に入り、通知の必要性、通知方法等についてアドバイスを行った。	B(一定程度進んだ)	・教育委員会事務局が間に入ることで、学校に負担の少ない形での周知方法等の推進が図れた。	継続	(指導室)
	⑦ 学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	C(変わらない)	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施を徹底した。	継続	(学校教育課)
		・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	C(変わらない)	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施を徹底した。	継続	(指導室)
⑧ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化	・小・中学校への包括的設備管理業務委託実施	・小・中学校への包括的設備管理業務委託実施	・小・中学校への包括的設備管理業務委託実施	B(一定程度進んだ)	・用務業務委託に合わせ小・中学校の包括的設備管理業務委託を導入し、学校管理職の業務負担軽減を図った。	継続	(学校教育課)	
(3)学校を支える人員体制の確保	① 学校事務機能の強化	・市事務職員の業務内容の見直し	・市事務職員の業務内容の見直し(継続)	・市事務職員の業務内容の見直し(継続)	B(一定程度進んだ)	・市事務職員の業務内容を随時見直し、教員の補助的な業務を担っていくよう体制を整備している。	継続	(学校教育課)
					C(変わらない)	・共同事務室の機能強化を図ることにより、学校の負担軽減をさらに図る必要がある。	継続	(指導室)
	② 専門スタッフの配置の促進	・小・中学校用業務等委託事業者による給食配膳等の学校との協議による諸業務の実施	・小・中学校用業務等委託事業者による給食配膳等の学校との協議による諸業務の実施(継続)	・小・中学校用業務等委託事業者による給食配膳等の学校との協議による諸業務の実施(継続)	B(一定程度進んだ)	・学校との協議により、用務業務等委託事業者の作業員が細かい業務を補助することにより、教員の負担軽減が図れている。	継続	(学校教育課)
		・学校司書、ALT(外国語指導助手)、ICT支援員、TA(ティーチングアシスタント)、スクールサポート・スタッフを配置	・学校司書、ALT(外国語指導助手)、ICT支援員、TA(ティーチングアシスタント)、スクールサポート・スタッフを配置	・学校司書、ALT(外国語指導助手)、ICT支援員、TA(ティーチングアシスタント)、スクールサポート・スタッフを配置	B(一定程度進んだ)	・必要に応じて専門スタッフ等を配置している。 ・GIGAスクール構想による1人1台タブレット配備を受け、タブレット管理・運用に係る支援を強化した。	継続	(指導室)
③ 地域学校協働活動の推進	・小中学校全校への地域コーディネーターの設置 ・出前授業のための地域学校協働活動推進事業メニュー(各校実施)の作成	・市民ボランティアによる企業訪問・職場体験活動5作品が完成し、リーフレットを作成 ・出前授業のための地域学校協働活動推進事業メニュー(各校実施)の更新	・学習支援員を活用した放課後学習室の実施 ・出前授業のための地域学校協働活動推進事業メニュー(市コネクト分)の更新	B(一定程度進んだ)	・一部の学校で活用されている学習支援員から、広く活用されている出前授業まで、各校の状況に応じた活用が進んでいる。	拡充	(社会教育課)	
④ 専門チームの活用促進				C(変わらない)	・学校だけでは対応できない事案が発生しており、スクールロイヤーの配置等、専門家による活用が必要である。	継続	(指導室)	
		・スクールカウンセラー、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の活用	・スクールカウンセラー、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の活用	・スクールカウンセラー、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の活用	B(一定程度進んだ)	・多様な困難を抱える児童生徒が増加する中、専門スタッフの配置により教員の働き方改革につながっている。	継続	(教育支援課)

(4)部活動の負担を軽減	① 部活動休業日や活動時間の検討	・部活動休業日の設定	・部活動休業日の設定 ・部活動地域移行等検討委員会の設置	・部活動休業日の設定 ・部活動の地域移行・地域連携等を見据え、「柏江市立中学校に係る部活動等の方針」の改訂に向けて検討を行っている。 ・部活動地域移行等検討委員会による検討 ・部活動の地域連携実証事業(野球部活動・ハンドボール部活動)	B(一定程度進んだ)	・柏江市立中学校に係る部活動等の方針をもとに、適正に実施するとともに、部活動地域移行等検討委員会による地域連携の検討や実証事業に取り組んだ。	継続	(指導室)
	② 部活動指導員の導入促進	・部活動指導員の配置(延べ13人)	・部活動指導員の配置(延べ12人)	・部活動指導員の配置	B(一定程度進んだ)	・部活動指導員の活用が進み、教員の働き方改革につながっている。	継続	(指導室)
(5)ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	① 「イクボス宣言」の推奨	・男性の育休2名	・男性の育休1名	・男性の育休2名	B(一定程度進んだ)	・男性の育休について理解が進み育休取得者が増えている。	継続	(指導室)
(6)持続可能な学校運営実現に向けた環境整備(現行計画からの新規項目)	① 感染防止対策支援	・感染防止対策としてのパターション等の配備	・感染防止対策としてのパターション等の配備	・感染防止のための換気対策としてのCO2モニター等の配備	B(一定程度進んだ)	・感染防止対策の備品の配備をすることにより、感染防止対策支援に寄与した。	完了	(学校教育課)
	① 新しい学びを支える環境整備	(3)②再掲						(指導室)
				・学力調査結果とWEBQUR結果のクロス集計の実施	B(一定程度進んだ)	・デジタルでのデータ蓄積・分析・活用が進みつつある。	継続	(指導室)

改定前のプランにおける令和3年度から令和5年度までの取組状況及び評価は、上の一覧のとおりです。6つの取組の方向性ごとに掲げられた22の具体的な取組ほぼ全てにおいて取組が行われ、所管課ごとに行う評価では、「十分に進んだ(A)」が1項目、「一定程度進んだ(B)」が22項目、「変わらない(C)」が4項目、「後退した(D)」がなし(0項目)という結果となりました。

各種取組を実行し、一定程度の成果が確認された項目はありましたが、具体的な取組の(2)⑦、(3)①④は課題が残ったために、改定前プランの目標を達成できませんでした。

国や都の動向を踏まえた、新たな取組の方向性及び具体的取組については、従来の取組を再編し、実効性のある具体的取組を新規に追加し、改定後の目標を達成するようにしなければなりません。

文部科学省・東京都教育委員会の動向

教員勤務実態調査により、依然として長時間勤務の教員が多いという実態が改めて明らかとなったことに加え、教員不足が指摘されていることを受け、文部科学省が「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)、東京都教育委員会が「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」(令和6年3月)にて、文部科学省、東京都教育委員会、区市町村教育委員会及び学校が、それぞれの権限と責任に基づき、主に以下について取り組む必要性があることが示されました。

業務量の縮減

学校・教員が担うべき業務の精査、授業時数や学校行事の在り方の見直し、ICTの活用による校務効率化の推進

業務の移行・連携

地域、保護者、市長部局等との連携協働、事務職員・各種スタッフの更なる活用

その他

教員の健康及び福祉確保の徹底、テレワークや時差勤務等の新たな働き方の推進、意識改革・風土改革

■改定後プランの具体的な取組

今までの取組を継続するとともに、下記、取組内容一覧のうち◎の部分について、本計画期間において、重点的に推進することとします。

取組内容一覧

取組の方向性	具体的取組	学校教育課	教育支援課	指導室	社会教育課
学校・教員が担うべき業務の精査		◎	◎	◎	◎
役割分担の見直しと外部人材の活用	学校事務機能の強化	◎		◎	
	専門スタッフとの役割分担			◎	
	専門スタッフとの連携		◎	◎	
	地域学校協働活動の推進				◎
	部活動地域移行及び地域連携の推進【新規】			◎	
負担軽減・業務の効率化	勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話の整備	○			
	学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮	○	○	○	○
	教育委員会が主催する会議・研修の見直し	○	○	○	○
	教育委員会及び教育委員会以外の市の部局等から学校への調査依頼の見直し	○	○	○	○
	各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し【新規】			◎	
	各校における会議等の効率化の推進			○	
	小学校教科担任制の推進【新規】			◎	
	部活動休養日の設定			○	
	学校徴収金会計業務の適正化	○			
	学校施設・設備の維持管理業務の適正化	◎			
	校務支援システムの活用			○	
	教材ポータルサイト活用			○	
	学校と保護者等間の連絡手段のデジタル化の推進【新規】	◎		◎	
働く環境の改善	「イクボス宣言」の推奨			○	
	テレワークシステムの活用【新規】			◎	
	教職員の労働安全衛生の確保【新規】			◎	
意識改革・風土改革	教育委員会等における勤務実態の把握			◎	
	学校閉庁日の設定と休暇取得の促進	○		○	
	教員のタイムマネジメント力の向上			◎	
	地域、保護者等の理解促進【新規】	◎		◎	◎

改定後プランにおいて重点的に推進する取組

(1) 学校・教員が担うべき業務の精査

教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるよう 学校・教員が担うべき業務を精査します。

全ての学校の業務について、教育委員会及び学校は、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」のいずれにあたるのかを意識し、取組の方向性「(2) 役割分担の見直しと外部人材の活用」以降の取組を推進する。

(2) 役割分担の見直しと外部人材の活用

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図ります。また、教員が関わるべき業務においても、専門スタッフとの連携等により、教員の負担軽減を図ります。

① 学校事務機能の強化・専門スタッフとの役割分担 〈継続〉

教員以外の者が担うことができる業務について、事務職員（都費、市費）又は専門スタッフ（副校長補佐、スクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタント、部活動指導員等）の職務として割り振る必要がある。また、教職員の給与・福利厚生等の業務を担う共同事務室の機能強化についても検討する必要がある。教育委員会は、各職種の標準的な職務内容を示すことにより、校長がリーダーシップを発揮できる環境を整備する。校長は、各校の事務職員及び専門スタッフの勤務状況、能力等を考慮しながら、面談等を通じて、業務分担を整理する。

② 専門スタッフとの連携 〈継続〉

教員が行う業務についても、専門スタッフ（特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー、校内別室指導支援員、家庭と子どもの支援員、顧問弁護士等）の協力を得ることにより、負担が軽減される。教育委員会及び校長は、専門スタッフと教員の連携について、スキーム化するなど、専門スタッフとの連携を推進する。

③ 地域学校協働活動の推進 〈継続〉

地域住民、家庭、学校が連携、協働し地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、地域が創生する活動を推進する必要がある。地域コーディネーターを中心に、出前授業、放課後学習支援等の活動を推進し、学校の負担軽減を図っていく。

④ 部活動地域移行及び地域連携の推進 〈新規〉

部活動は、学校教育の一環として、教員が担ってきており、長時間勤務の要因の一つとなっているため、部活動の在り方について検討するとともに、改革していくことが必要である。教育委員会は、狛江市立学校の部活動地域連携推進事業計画に基づき、部活動に関する地域移行及び地域連携の推進を図る。

(3) 負担軽減・業務の効率化

業務内容の見直し、業務の委託化、校務 DX 等を推進し、業務量の縮減及び業務の効率化を図ります。

① 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し 〈新規〉

教育課程、学校行事等の見直しを行うにあたっては、学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立する必要がある。学校は、教育課程の編成、実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能か等について検討し、授業時数等の精査を行う。また、学校行事についても、慣例等にとらわれることなく、見直しを継続的に行う。教育委員会は、各学校からの相談等に応じて、学校の取組に指導助言を行う。

② 小学校教科担任制の推進 〈新規〉

小学校高学年における専門性の高い教科指導の実現、中学校教育への円滑な接続、学年・専科のまとまりでより多面的・多角的な児童理解を図ることを目的とした小学校教科担任制を推進することにより、教材研究の深化のみならず、授業準備の効率化が期待できる。教育委員会は、学校全体の指導体制の転換による、児童への影響のみならず、教員の働きやすさ及び業務効率の変化についてもフォローアップし、必要に応じて支援を行う。

③ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化 〈継続・新規〉

学校における施設・設備全般の維持管理の適正化と管理職等の業務負担の軽減を図る必要があり、既に行っている用務業務の委託化及び設備全般の維持管理の委託化に加えて、水泳授業の民間施設活用の試行実施により、プールの維持管理に係る負担軽減を検証する。

④ 学校と保護者等間の連絡手段のデジタル化の推進 〈新規〉

GIGA スクール構想の下において、教員・児童生徒間、教員・教員間のコミュニケーションはクラウドサービスの活用により、デジタル化が大幅に進展し、業務改善が進んでいる。一方で、学校・保護者間の連絡は、メールサービス、ホームページ、紙ベースで行っており、保護者のアクセスビリティ、教員の業務負担の両面から代替手段を検討する必要がある。教育委員会は、学校の校務DX の状況を確認するとともに、共働き世帯の増加等の社会背景を踏まえ、連絡手段のデジタル化について検討する。

(4) 働く環境の改善

ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教職員が仕事と家庭の両立ができるよう支援を行います。また、教職員の労働安全衛生の確保に努めます。

① テレワークシステムの活用 〈新規〉

教職員が自身の仕事に充実感を持つには、仕事のやりがい等に加えて、働きやすさが必要である。教育委員会は、育児・介護等と仕事の両立など、柔軟で多様な働き方の推進等を目的としてテレワークシステムを導入し、効果を検証する。

② 教職員の労働安全衛生の確保 〈新規〉

教職員が健康で仕事を行うことが、児童生徒の指導にあたり重要である。教育委員会は、産業医を配置し、各学校の職場環境の巡視、長時間労働者の面談、高ストレス者の面談等を行う。学校は、校長及び衛生管理者（衛生推進者）を中心に教職員の健康保持に係る取組を実施する。また、東京都教育委員会の事業を活用し、臨床心理士等によるアウトリーチ型の相談事業を実施する。

(5) 意識改革・風土改革

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

① 教育委員会等における勤務実態の把握 〈継続〉

学校の業務改善を進めるためには、教員の勤務時間を教育委員会、学校管理職、教員が把握することが不可欠となる。学校は、出退勤管理システムで各教員の勤務実態を把握し、実態に応じて校務分掌の見直し等各種取組を推進する。教育委員会は、各学校の勤務実態を把握し、校長への指導助言を行う。

② 教員のタイムマネジメント力の向上 〈継続〉

教員が日々の業務を進めるにあたっては、タイムマネジメントを常に意識して、効率的に業務をこなしていくことが時間外勤務の縮減につながる。また、各種制度（時差勤務等）を活用し、自身のライフサイクルとの最適化を図り、働きやすさを実現していく必要がある。校長は、時間外勤務が常態化している教員、保育・介護等の事情をかかえる教員との面談等を通して、教員のタイムマネジメント力の育成を図っていく。

③ 地域、保護者等の理解促進 〈新規〉

教員が本来やるべき業務を整理するにあたり、地域、保護者等が、現在教員が行っている業務の一部について、必ずしも教員が行う必要がある業務でないことを理解する必要がある。学校における働き方改革を学校運営協議会等で積極的に議題化したり、地域コーディネーターの活動により、教員、地域、保護者の役割について整理、理解促進を行う。